

ICキャッシュカード規定

第1条(カードの利用)

- (1) スーパーICカードとは、株式会社三菱UFJ銀行(以下「当行」といいます。)が発行するカードで、ICキャッシュカード規定(以下「本規定」といいます。)にて定めるサービス(以下「キャッシュカードサービス」といいます。)、スーパーICカード特別規定および三菱UFJ-VISA 会員規約に定めるサービス(以下「クレジットカードサービス」といいます。)、身体認証規定に定めるサービス(以下「身体認証サービス」といいます。)の全てを1枚のカードでご利用できるものをいいます。
- なお、クレジットカードサービスおよび身体認証サービスは、キャッシュカードサービスをご利用いただく場合に限って、ご利用いただけます。
- (ただし、平成22年6月18日以前に発行されたスーパーICカードは、楽天Edy サービス利用約款および楽天Edy サービス特約に定めるサービス(以下「楽天Edy サービス」といいます。)もあわせてご利用いただけるものをいいます。)
- (2) ICキャッシュカードとは、当行が発行するカードで、キャッシュカードサービスならびに身体認証サービスを1枚のカードでご利用できるものをいいます。なお、身体認証サービスはキャッシュカードサービスをご利用いただく場合に限ってご利用いただけます。
- (ただし、平成22年6月18日以前に発行されたICキャッシュカードは、楽天Edy サービスもあわせてご利用いただけるものを含まず。)
- (3) 特に定めのない限り、スーパーICカードとICキャッシュカードを総称して、以下「本件カード」といいます。なお、本件カードには「セキュリティタイプ」と「コンビタイプ」とがあります。
- (4) クレジットカードサービスの利用者は、別途申し込みにより発行される ETC 専用カードにより、三菱UFJ-VISA ETCカード会員規約および三菱UFJ-VISA ETCカード「ハイカ・前払」残高管理サービス利用特約に定めるサービス(以下「ETC サービス」といいます。)をご利用いただけます。
- (5) 本件カードの利用者には、本規定のほか、各サービスについて定めた規定・規約・約款および特約を承認の上、本件カードを利用していただくものとします。
- (6) 当行所定の普通預金について発行した本件カード「セキュリティタイプ」は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
- ① 当行所定の現金自動預入払出兼用機(以下「預入払出機」といいます。)を使用して普通預金(以下「預金」といいます。)に預入れをする場合。
 - ② 当行所定の現金自動支払機(預入払出機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
 - ③ 当行所定の自動振込機(振込を行うことができる預入払出機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
 - ④ 当行所定の預入払出機を使用して預入資金を当行所定の預金口座からの振替えにより払戻し、同時に当行所定預金口座に通帳を使用して預入れをする(以下この取り扱いを「振替入金」といいます。)場合。
 - ⑤ 当行の預入払出機を使用して、総合口座定期預金・自動つみたて定期預金等(取引対象となる定期預金等の種類は当行が定めるものとします。)の口座開設を行う場合。
 - ⑥ 当行の預入払出機を使用して、定期預金・自動つみたて定期預金の解約を行なう場合。
 - ⑦ その他当行所定の取引をする場合。
- なお、当行所定の取引には、第7条に規定する定期預金の取り扱いを含みます。

(7) 当行所定の普通預金について発行した本件カード〈コンビタイプ〉は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行およびオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の預入払出機を使用して預金に預入れをする場合。
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の支払機を利用して預金の払戻しをする場合。
- ③ 当行および提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下、「カード振込提携先」といいます。）の振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- ④ 当行所定の預入払出機を使用して振替入金する場合。
- ⑤ 当行の預入払出機を使用して、総合口座定期預金・自動つみたて定期預金等（取引対象となる定期預金等の種類は当行が定めるものとします。）の口座開設を行う場合。
- ⑥ 当行の預入払出機を使用して、定期預金・自動つみたて定期預金の解約を行なう場合。
- ⑦ 当行と所定の契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の受付窓口（以下「受付窓口」といいます。）に対して、カードを提示して預金口座振替の依頼を行うことにより、当行の「ペイジー口座振替受付サービス」を利用する場合。
- ⑧ その他当行所定の取引をする場合。

なお、当行所定の取引には、第7条に規定する定期預金の取り扱いを含みます。

(8) 新規発行、再発行などで、スーパーICカード、ICキャッシュカードを発行する際には、当行所定の手数料をいただくことがあります。

(9) 新規発行、再発行などで、スーパーICカード、ICキャッシュカードを発行する際は、預入払出機、支払機、振込機等を使用した1日あたりの払戻し、振込、振替金額の範囲に変更はありません。

第2条(預入払出機による預金の預入れ)

- (1) 預入払出機を使用して預金に預入れをする場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って、預入払出機に本件カードまたは通帳を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。なお、入金提携先では通帳はご利用いただけません。
- (2) 預入払出機による預入れは、預入払出機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当行所定の預金口座について当該預金口座へ初めて本件カードによる当行所定の預入れがあった場合には、専用通帳の発行の申し込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「ご利用明細」を綴り込んで保管してください。
- (4) 前記(3)の場合を除いて、カードのみによる前記(1)の操作後に預入後の残高に加え、入金金額を表示したご利用明細が必要な場合は、あらかじめ当行にお申出ください。
 - ① お申出いただいた場合は、専用通帳を交付します。
 - ② 同通帳の交付後に当該預金口座についてカードのみによる預入れを行った場合には、入金金額を表示したご利用明細を発行しますので同通帳に綴り込んでください。

第3条(支払機による預金の払戻し)

- (1) 当行および出金提携先の支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機に本件カードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または出金提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当行または出金提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第9条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

第4条(振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機に所定の方法で本件カードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第5条(預入払出機による振替入金)

- (1) 預入払出機を使用して振替入金をする場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って、預入払出機に所定の方法で本件カードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。
この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 預入払出機による1回および1日あたりの振替入金は当行所定の金額の範囲内とします。

第6条(預入払出機による新規口座開設取引)

預入払出機を使用して、新規口座開設取引を利用する場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、カードあるいはカードおよび通帳を預入払出機に挿入し、届出の暗証その他所定事項を正確に入力してください。この場合、新規預入申込書等は必要ありません。

第7条(預入払出機による定期預金の解約取引等)

- (1) 総合口座取引の普通預金について発行した本件カードに限り、当該総合口座取引の定期預金について当行所定の預入払出機を使用して定期預金(自動つみたて定期預金を含みます。)の解約を行い元利金を当該総合口座取引の普通預金口座に振替えること(以下「定期預金の解約振替」といいます。)もしくはその予約および満期時の取扱方法の変更をすることができます。
ただし、この取り扱いの対象となる定期預金の種類は当行が定めるものとします。
- (2) 本条に定める取り扱いを行う場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って、預入払出機に本件カードおよび対象の定期預金通帳を所定の方法で挿入し、届出の暗証、対象の定期預金の預入番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (3) 本条に定める取り扱いについては、1回あたりおよび1日あたりの取引可能金額は当行所定の元金合計金額の範囲内とします。
- (4) 自動つみたて定期預金の解約振替の取引の場合、1回あたりの取引可能明細は25明細までになります。

- (5) 自動つみたて定期預金の解約振替の金額は、第3項・第4項により預入払出機に入力した指定金額を下回る場合があります。
- (6) 自動つみたて定期預金については、この預金が総合口座取引となっていない場合、個人の方にかぎり、この預金と同一名義人、かつ、この預金の振替指定口座となっている当店の普通預金について発行したカードにより、定期預金の解約振替ができます。

第8条(有効期限)

- (1) スーパーICカード、平成24年7月14日以前に発行されたICキャッシュカード(以下、総称して「有効期限付カード」といいます)には当行が定める有効期限があります。有効期限は「有効期限付カード」の表面に記載されます。有効期限経過後は、スーパーICカードの当該カードによるキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスのご利用、ICキャッシュカードの当該カードによるキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。
- (2) 平成24年7月14日以前に発行されたICキャッシュカードの有効期限が到来する場合、新しいICキャッシュカードを当行届出住所宛に送付します。
- (3) スーパーICカードの有効期限が到来し、当行が引き続き利用を承認する場合、有効期限を更新した新しいスーパーICカードを当行届出住所宛に送付します。なお、当行がクレジットカードサービスの有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカードサービスとともに、キャッシュカードサービスも、有効期限をもって終了するものとします。
- (4) 前項の場合において、特に届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定のキャッシュカードを発行し、当行届出住所宛に送付することができるものとします。この場合、キャッシュカード用暗証番号は、そのまま継続するものとします。
- (5) 第13条第1項の届出を怠る等の事由で、本条(2)(3)(4)のカードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、当行は責任を負わないものとします。

第9条(自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、出金提携先の自動機利用手数料は、当行から出金提携先に支払います。
- (3) 当行の振込機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。
- (4) 預入払出機を使用して預金に預入れる場合には、当行および入金提携先所定の預入払出機の使用に関する手数料をいただきます。なお、前記(1)と(4)に定める手数料を合わせ自動機利用手数料といいます。

第10条(代理人による預金の預入れ・払戻し・振込・振替入金)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻し・振込・振替入金を希望する場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのICキャッシュカード(以下「代理人カード」といいます。)を発行します。なお、代理人カードは本人の本件カードと同じカードタイプ(〈セキュリティタイプ〉または〈コンビタイプ〉)になります。

- (2) 代理人は第 1 条 6 項または 7 項に規定される預金取引の一切について本人を代理する権限を有するものとし、本人は代理人の行った預金取引が代理権の範囲外であることを当行に対して主張することはできません。
- (3) 代理人に対する代理権授与を取り消した場合(代理人が本人と生計をともにする親族ではなくなった場合も含む。)には、第 13 条 1 項の規定に従い、直ちに当行に届出てください。本人は届出以前に代理権が消滅したことを当行に対して主張することはできません。
- (4) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (5) 代理人カードにより振替入金をする場合には、振替入口座は本人名義の口座に限ります。
- (6) 代理人カードの利用についても、本規定を適用します。

第 11 条(預入払出機・支払機・振込機故障時等の取り扱い)

- (1) 停電、故障等により預入払出機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口で本件カードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取り扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店(または当行所定の預金口座については当店)の窓口で本件カードによる預金の払戻しをすることができます。なお、出金提携先の窓口では、この取り扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、本件カードとともに提出してください。当行所定の預金口座については、当行所定の払戻請求書に氏名および金額を記入し、届出の印章(または署名)により押印(または署名)して、本件カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 2 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取り扱いはしません。

第 12 条(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

本件カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預入払出機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行国内本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口で本件カードにより取り扱った場合にも同様とします。

第 13 条(届出事項の変更、カードの紛失・盗難、カードの再発行等)

- (1) 氏名、住所、代理人に関する事項、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 本件カードを紛失し、または盗取された場合には、直ちに本人から当行所定の書面によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちに本件カードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。また、本件カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合にも同様に直ちに本人から当行所定の書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、第 16 条、第 17 条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 本件カードを紛失し、または盗取された旨、電話、テレビ窓口または当行所定のインターネット等を用いた方法による届出が当行所定の受付場所にあった場合にも、当行所定の確認を実施して、前項と同様に取り扱います。この場合には、前項の書面による届出は必要ないものとします。ただし、当該口座を解約するときなどに別途カード取引解約の届出をいただく場合があります。

(4) 本件カードを紛失し、または盗取された場合で、本件カードの再発行が必要なときは、当行所定の書面により依頼をしてください。この場合、本件カードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。なお、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

また、第 3 項による本件カードを紛失し、または盗取された旨の電話、テレビ窓口または当行所定のインターネット等を用いた方法による届出があったときに、紛失し、または盗取されたカードの種類等によっては電話、テレビ窓口または当行所定のインターネット等を用いた方法での依頼による本件カードの再発行についてご案内する場合があります。

この場合、ご案内する当行所定の本件カード再発行の内容につき了解のうえ再発行の依頼をいただいたときには、当行所定の手続後、本件カードの再発行を行うことができるものとします。なお、再発行にあたっては相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

また、この電話、テレビ窓口または当行所定のインターネット等を用いた方法での依頼による本件カードの再発行を行う場合には、当行所定の書面による依頼は不要とします。

(5) 本件カードを再発行する場合には、当行所定の手数料をいただく場合があります。なお、電話、テレビ窓口または当行所定のインターネット等を用いた方法での依頼により本件カードの再発行を行う場合には、普通預金規定・総合口座取引規定にかかわらず、普通預金・総合口座通帳および預金払戻請求書の提出なしに、本件カードを再発行する口座から自動振替の方法により前記手数料を引落すことができるものとします。

(6) 本件カードの使用不能の場合についても第 2 項以下に準じて当行所定の手続により取り扱いを行うことができるものとします。

(7) 本件カードのキャッシュカードサービスに関する届出の暗証は、当行所定の預入払出機を使用して、または当行所定のインターネット等を用いた方法により、変更等することができます。当行所定の預入払出機を使用した変更には預入払出機の画面表示等の操作手順に従って本件カードを挿入し届出の暗証その他の所定の事項を入力してください。当行所定のインターネット等を用いた方法による変更等には、当該方法に関する当行所定の手続をしてください。これらの場合、第 1 項による書面による届出の必要はありません。なお、代理人カードについても同様です。

第 14 条(成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第 1 項および第 2 項と同様に届出てください。

(4) 第 1 項から第 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) 第 1 項から第 4 項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 15 条(カード・暗証の管理等)

(1) 本件カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。

(2) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用された本件カードの電磁的または電子的情報が、当行が本

人に交付した本件カードの電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認のうえ、預金の払戻しまたは第 7 条に定める定期預金の解約振替もしくは予約取引を行ないます。この場合、本件カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第 16 条および第 17 条に定める場合を除き、当行および出金提携先は責任を負いません。

- (3) 当行の窓口においても前項と同様に本件カードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証または印影(もしくは署名)と届出の暗証または印鑑(もしくは署名鑑)との一致を確認のうえ取り扱いました場合には、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 振替および振込については、本規定第 16 条および第 17 条に定める場合を除き、当行所定の操作により取引を完了したときは、そのために生じた損害については、当行およびカード振込提携先は責任を負いません。

第 16 条(偽造カード等による払戻し等)

- (1) 偽造または変造カードによる不正な払戻しについて、本人が個人である場合には、本人の故意による場合、または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は本件カードおよび暗証の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。
- (2) 前項は、前条(3)により、窓口でなされた払戻しには適用されません。

第 17 条(盗難カードによる払戻し等)

- (1) 本人が個人の場合であって、本件カードを盗取され、当該カードによりなされた不正な払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)の補てんを請求することができます。
 - ① 本件カードの盗難に気づいてからすみやかに当行への通知が行われていること。
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していること、その他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、盗取が行われた日(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から 2 年を経過する日以降に行われた場合には適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定に係わらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。
 - (A) 本人に重大な過失があること
 - (B) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - (C) 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して本件カードが盗取された場合。

(5) 本条は、第 15 条(3)により窓口でなされた払戻しには適用されません。

第 18 条(預入払出機・支払機・振込機への誤入力等)

預入払出機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、出金提携先の支払機またはカード振込提携先の振込機を使用した場合の出金提携先またはカード振込提携先の責任についても同様とします。

第 19 条(譲渡、質入れ等の禁止)

本件カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第 20 条(解約等)

- (1) 預金口座を解約する場合または本件カードの利用を取りやめる場合、または当行普通預金規定により預金口座が解約された場合は、本件カードを当行に返却していただくか、本件カードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ破棄してください。
- (2) 本件カードの改ざん、不正使用など当行が本件カードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちに本件カードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には本件カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認資料の提示を受けるかまたは当行所定の方法により、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①「譲渡、質入れ等の禁止」の条項に定める規定に違反した場合。
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合。
 - ③本件カードが偽造・盗難・紛失等により、不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

第 21 条(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、第 7 条に定める取り扱いの対象となる定期預金の各規定および振込規定により取り扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取り扱います。

以 上